株主各位

東京都港区港南二丁目12番32号 株式会社サンリツ 代表取締役 三浦康英

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださ いますようご涌知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使す ることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまし て、後述の案内に従って平成27年6月23日(火曜日)午後5時20分までに議決権をご行 使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成27年6月24日(水曜日)午前10時
- 所 東京都港区港南二丁目12番32号 2. 場 SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室 (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第70期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連 結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第70期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月23日(火曜日) 午後5時20分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(次頁)の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平

成27年6月23日(火曜日)午後5時20分までにご行使ください。

以上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.srt.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイト に掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】 インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の うえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

<議決権行使サイトURL> http://www.web54.net

- 2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載 の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案 の替否をご登録ください。
- 3. インターネットによる議決権行使期限は、平成27年6月23日(火曜日)午後5時20分までとなっておりますので、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5. インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者へ の通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
- 7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な 情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- 8. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 9. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要 です。

- 1. パソコン用サイトによる場合
 - ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
 - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
 - ※Internet Explorer は米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
 - ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- 2. 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

- ① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ
- ※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。
- ※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

- 1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
 - 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 - [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- 2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

- イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
- 三井住友信託銀行 証券代行事務センター

「電話」 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 十日休日を除く)

(添付書類)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、日銀による金融政策及び政府による財政政策により、企業収益や雇用・所得環境に改善がみられました。一方で、消費増税に伴う個人消費の低迷及び円安の進行による輸入原材料費の高騰など先行き不透明な状況が続きました。世界経済は、中国経済に減速感がみられるものの、米国経済を中心に緩やかな回復基調を維持いたしました。

物流業界におきましては、国内貨物は消費増税に伴う個人消費及び住宅投資の落ち込みが長期化し、消費関連貨物及び建設関連貨物を中心に減少したものの、輸出貨物は円安の進行により増加基調で推移いたしました。

このような事業環境の中、当社は、当下期において医療機器関連の3PL分野の取扱額が減少したことに加え、第4四半期には、国際海上貨物における工作機械の出荷が国内向けへシフトしたことにより輸出が伸び悩み、前年から続いていた増収増益基調にやや陰りがみえ始めました。しかしながら、年間を通じては無線通信機器の取扱額が大幅に増加したことに加え、国際海上貨物における工作機械の取扱額が円安を背景に増加いたしました。また、人員配置の効率化や、倉庫稼働率が高水準で維持できたこと等により、梱包事業部門及び倉庫事業部門の原価率が改善し、前年同期比で売上高、営業利益ともに増加いたしました。

国内連結子会社におきましては、主要顧客の取扱量が安定して推移したことに加え、経費削減等の効果も寄与し年間を通じて利益を計上いたしました。

中国連結子会社におきましては、主要顧客の中国からの生産移管が進み売上高が大幅に減少いたしました。かかる事態に対応するため、子会社の事業領域・体制の見直しを行い、大胆な合理化を推し進めました。これにより、割増退職金、在庫処分等の一時的な費用が発生し、連結利益を大きく引き下げました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高178億30百万円(前年同期比4.5%増)、営業利益5億65百万円(前年同期比6.0%増)、経常利益3億85百万円(前年同期比11.9%増)、当期純利益1億26百万円(前年同期比17.3%増)となりました。

(梱包事業部門)

無線通信機器の取扱額が大幅に増加したほか、国際海上貨物における工作機械の取扱額が増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高131億31百万円(前年同期比5.8%増)、セグメント利益8億17百万円(前年同期比13.7%増)となりました。

(運輸事業部門)

無線通信機器の取扱額が増加したものの、医療機器関連の3PL分野の取扱額が減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高26億99百万円(前年同期比1.0%減)、セグメント利益84百万円(前年同期比24.5%減)となりました。

(倉庫事業部門)

倉庫稼働率が高水準で維持できたことに加え、京浜事業所の業績が安定推移したことも寄与し、売上高及びセグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高16億82百万円(前年同期比11.5%増)、セグメント利益3億5百万円(前年同期比49.0%増)となりました。

(賃貸ビル事業部門)

本社ビルにおける不動産管理会社の契約変更に伴い、売上高及びセグメント利益ともに減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高3億17百万円(前年同期比23.9%減)、セグメント利益1億52百万円(前年同期比36.0%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1億55百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当グループを取り巻く経営環境におきましては、海外経済の持ち直しと円安に 支えられて輸出が好調に推移し、緩やかながらも回復基調が持続するものと予想 されます。しかしながら、円安による原材料価格の上昇や慢性的なドライバー不 足、物流企業間での競争激化等、厳しい環境が続くものと思われます。

このような経営環境の変化に対処すべく、当グループは、顧客からの信用・信頼向上につながる業務品質の向上に努め、以下の3項目について重点的に対応することで、ステークホルダーに責任のある経営を推進してまいります。

①当グループの基盤強化

中国での事業展開において、事業領域・体制の大幅な見直しを行い経営資源の集中を推し進め、企業価値向上のため、利益の増大を図ってまいります。

具体的には、今までの包装資材販売を中心とした商社機能から、当グループの 強みである梱包事業を含む国際物流業に事業の主軸を移し、経営資源の効率的な 運用を行い早期の黒字化を目指すことで、連結業績の向上を図ってまいります。

②現場力の向上及び人材育成

持続的な事業の拡大を実現するためには、人材の成長が必要不可欠であり、計画的・効率的・継続的な人材育成が重要であると考えています。

当グループは、階層別研修の計画的な実施のほか、包装設計や梱包技術において専任者による座学/実技研修を充実させ、技術力の底上げに取り組むことにより、当グループ全体の提案力強化及び品質向上を図ってまいります。

また、今後の事業展開に向けた戦略的な人材の採用やグローバル人材の育成を 行ってまいります。

③国際物流ネットワークの強化

中国事業の再構築を推し進めるとともに、日・中・米間での連携を重視した国際物流体制を確立し、顧客のニーズに対応した一貫物流体制の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますよう お願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期別	第 67 期	第 68 期	第 69 期	第 70 期 (当連結会計年度)
区分	(平成24年3月期)	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	
売 上 高 (千 円)	16, 256, 474	15, 381, 693	17, 062, 915	17, 830, 782
経 常 利 益 又 は経常損失(△)(千円)	184, 470	△113, 994	344, 754	385, 616
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△419, 042	△239, 658	108, 110	126, 859
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	△69. 81	△39. 92	18. 01	21. 13
総資産額(千円)	18, 860, 853	22, 978, 111	22, 852, 966	21, 323, 409
純資産額(千円)	7, 118, 275	6, 751, 330	6, 983, 957	7, 070, 083

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
千葉三立梱包運輸㈱	千円 25,000	80	硝子及び一般貨物の包装梱包、工場内荷役 作業、貨物自動車運送事業、倉庫業並びに 包装資材の販売
新英香港有限公司	2,000 ^{千HKD}	100	包装資材の販売、包装・梱包材の開発・企 画・設計
新英包装(深セン) 有限公司	23, 000 ^{€CNY}	100 (100)	包装資材の販売、包装・梱包材の開発・企 画・設計
蘇州新南包装制品有 限 公 司	25, 411 ^{≠cny}	100	包装資材の加工・販売、包装・梱包材の開 発・企画・設計
張家港保税区新興南国際貿易有限公司	2, 483 ^{≠cny}	100	貿易
山立国際貨運代理(上海)有限公司	10,000 ^{€CNY}	100	国際貨運代理業
SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	800 ^{千USD}	100	国際貨物の包装梱包、自動車運送事業、倉 庫事業

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で示しております。
 - 2. 当社の連結子会社は、上記の7社であり、持分法適用会社はありません。
 - 3. 蘇州新南包装制品有限公司は、平成26年6月18日付で7,000千人民元の出資を受けました。
 - 4. 新英包装 (深セン)有限公司は、平成26年4月14日付で5,000千人民元、平成26年11月6日付で5,000千人民元の出資を受けました。
 - 5. 山立国際貨運代理(上海)有限公司は、平成26年7月30日付で5,000千人民元の出資を受けました。
 - 6. 蘇州新南包装制品有限公司及び張家港保税区新興南国際貿易有限公司、並びに山立国際貨運 代理(上海)有限公司は、平成27年3月に当社の完全子会社となっております。

(7) 主要な事業内容

	部門	別		主 な 内 容
梱	包	事	業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械等の梱包及び木箱製造等
運	輸	事	業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械及び医療機器等のトラック輸送
倉	庫	事	業	保管、入出庫及び賃貸
賃	貸ビ	ル事	業	事務所及び共同住宅の賃貸

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
当 社 本 社	東京都港区	千葉三立梱包運輸㈱	東京都港区
白 石 事 業 所	宮城県白石市	新英香港有限公司	中華人民共和国 香港特別行政区
郡山事業所	福島県郡山市	新英包装(深セン) 有 限 公 司	中華人民共和国 広東省深セン市
埼 玉 事 業 所	埼玉県児玉郡	蘇州新南包装制品 有 限 公 司	中華人民共和国 江蘇省蘇州市
柏 事 業 所	千葉県柏市	張家港保税区新興南 国際貿易有限公司	中華人民共和国 江蘇省張家港市
成田第一事業所	千葉県成田市	山立国際貨運代理 (上海)有限公司	中華人民共和国 上海市
成田第二事業所	千葉県成田市	SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国 カリフォルニア州
八王子事業所	東京都八王子市		
相模原事業所	神奈川県 相模原市緑区		
横浜事業所	神奈川県 横浜市鶴見区		
京浜事業所	神奈川県 横浜市神奈川区		
厚木事業所	神奈川県厚木市		
山梨事業所	山梨県中巨摩郡		
上田事業所	長野県上田市		
大阪事業所	大阪府 大阪市西淀川区		

⁽注) 平成26年8月18日付で、三鷹事業所は長野県上田市へ移転に伴い、上田事業所として営業を 開始いたしました。

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	事業セク	ヴメン l	١		従業員数	前連結会計年度末比増減
梱	包	事	**		301名	7名減
運	輸	事	ž	É	3名	2名減
全	社 (共	通)	174名	10名減
合			言	+	478名	19名減

- (注) 1. 上記従業員には、臨時従業員は含まれておりません。 なお、臨時従業員の期中平均人員は、302名であります。
 - 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門 等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区	分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男	性	247名	5名増	40.4歳	13.4年
女	性	41名	_	36. 3歳	10.1年
合計又	は平均	288名	5名増	39.8歳	13.0年

(注) 上記従業員には、臨時従業員は含まれておりません。 なお、臨時従業員の期中平均人員は、290名であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借 入 額
㈱三井住友銀行	3, 228, 750 千円
㈱みずほ銀行	1, 617, 767
㈱三菱東京UFJ銀行	1, 137, 050
㈱りそな銀行	941, 975
三井住友信託銀行㈱	840, 125
明治安田生命保険(相)	100, 000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

24,000,000株

(2) 発行済株式の総数

6,006,373株 (自己株式3,876株を含む。)

(3) 当事業年度末の株主数

3,030名

(4) 上位10名の株主

	ŧ	朱	主		名			持	株	数	持	株	比	率
三		浦		正			英			460 千株				7. 67%
日 2	本トラス	スティ	・サー	ービス	信託	銀行	亍(株)			342				5. 70
サ	ン	IJ	ツ	共	2	关	会			311				5. 20
(株)	三	井	住	友	釒	退	行			183				3.06
三	井信	i 友	信	託	銀	行	(株)			181				3.02
(株)	ŋ	そ		な	銀		行			169				2.83
目	7	Z	建		設		(株)			134				2. 24
(株)	三 菱	東	京 L	J F	J	銀	行			132				2. 20
野		島		岳			史			121				2.03
(株)	み	ず		ほ	銀		行			111				1.86

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(3,876株)を控除して計算しております。
 - 2. 上記の持株数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ 342千株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	Z	地位及び担当	重要な兼職の状況
三 浦	正 英	代表取締役会長	
三浦	康 英	代表取締役社長執行役員	千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President 新英香港有限公司董事長 蘇州新南包装制品有限公司董事長 張家港保税区新興南国際貿易有限公司董事長 山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長
平輪	貢	取締役常務執行役員国内事業本部長	
田中	光 晴	取締役常務執行役員管 理 本 部 長	
尾留川	一仁	取締役執行役員 国際事業本部長	
篠田	易男	常 勤 監 査 役	
山崎	公 敬	監 査 役	
稲 永	誠	監 査 役	

- (注) 1. 平成26年6月24日開催の第69期定時株主総会において、田中光晴氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - 2. 篠田易男、稲永誠の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 社外監査役 篠田易男、稲永誠の両氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と 利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 4. 篠田易男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 三浦康英氏は、平成27年4月1日付で蘇州新南包装制品有限公司董事長、張家港保税区新 興南国際貿易有限公司董事長、山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長を辞任しており ます
 - 6. 尾留川一仁氏は、平成27年4月1日付で蘇州新南包装制品有限公司董事長、張家港保税区 新興南国際貿易有限公司董事長、山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長に就任いたし ました。
 - 7. 当社は、平成27年5月6日付で新英香港有限公司の全株式をT-Rise International Co., Ltd. に譲渡し、三浦康英氏が同日付で新英香港有限公司董事長を辞任しております。
 8. 当事業年度由に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

U, J # 7			.0
氏名	新	ĺΕ	異動年月日
尾留川 一仁	取締役執行役員 緊事業本部長	取締役執行役員 国際事業本部 副本部長	平成26年6月24日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位: 千円)

				対象となる		
役員区分	報酬等の総額	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数(名)
取締役	129, 331	129, 331	_	_		7
監査役	19, 618	19, 618	_	_		3
社外役員	14, 548	14, 548	_	_	_	2

(注) 当事業年度末日現在の取締役は5名、監査役は3名であります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

第69期有価証券報告書記載のとおり、当事業年度において当社は、より有効なガバナンス体制を築くべく、社外取締役を導入することにつき鋭意検討を進めてまいりました。その結果、社外取締役を導入することがガバナンス体制の強化に資するものと判断し、また、社外取締役を設置することが前提とされる監査等委員会設置会社が、当社にとってふさわしい機関設計であるとの結論に至りました。

第70期定時株主総会において、社外取締役の選任及び監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の議案を上程し、監査等委員会設置会社に移行することで取締役会のモニタリング機能を向上させ、従前にも増して有効なガバナンス体制を築く所存であります。

② 社外役員の主な状況

	区分			氏	名		重要な兼職先と 当社との関係	当社での主な活動状況
監	查	役	篠	田	易	男	_	当事業年度開催の取締役会には、23回全てに 出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質 問し、意見を述べています。また、当事業年 度開催の監査役会には、17回全てに出席し、 監査結果についての意見交換、監査に関する 重要事項の協議等を行っております。
監	查	役	稲	永		誠	_	当事業年度開催の取締役会には、23回全てに 出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質 問し、意見を述べています。また、当事業年 度開催の監査役会には、17回全てに出席し、 監査結果についての意見交換、監査に関する 重要事項の協議等を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、以 下のとおりです。

社外監査役が当社に対して賠償責任を負う場合、社外監査役がその責任となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

34.800千円

② 当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34.800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の 契約を締結しており、当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

会計監査人が監査契約の履行に伴い当社に損害賠償責任を負う場合は、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定契約が認められているのは、会計監査人に善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、原則として、会計監査人の会社法、公認会計士法等に対する法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 経営理念に基づき、コンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図ってまいります。

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行い、監査役及び社外監査役は、会計監査人とも連携をとりながら、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監査します。また、社外監査役は、その独立的な立場から、取締役の職務の執行状況を監督します。

また、「コンプライアンス (法令遵守) 規程」を制定し、取締役及び使用人が コンプライアンス上の問題点を発見した場合に相談・通報を行うことができる 体制を確保しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役 の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - A. 当グループは、企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止、及び、 万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制 の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理会 議を設置してリスク管理体制の整備に努めております。
 - B. 不測の事態が生じた場合には、社長執行役員が統轄する対策本部を設置 し、迅速かつ適切な対応策を講じます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - A. 定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督等を行います。
 - B. 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため執行役員を選任し、執 行役員は取締役会に業務執行報告書を提出しております。また、執行役員

会を原則月1回開催し、取締役会にかかる案件の確認及び意思決定事項の 指示徹底と業務執行状況の報告、確認を行っております。

- C. 業務の運営については将来の事業環境を踏まえ、中・長期の経営計画及び 各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門において 目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当グループに適用する「コンプライアンス(法令遵守)規程」を制定し、内部通 報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。 「内部監査規程」に基づき、社長執行役員直轄の内部監査部門が業務・会計監 査を通じ、社内各部署及び関係会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従 い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。
- ⑥ 当グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - A. グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社のコンプライアンスを管理いたします。
 - B. 「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社に対して業務執行状況・ 財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
 - C. 当社内部監査部門は当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動 状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行っております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する体制
 - 当社使用人から、監査役の職務を補佐する者を任命します。
- ⑧ 前記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - A. 補佐する者の任命及び解任については各監査役の同意を要します。
 - B. 補佐する者は、当グループの業務執行に係る役職を兼務しません。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に 関する体制
 - A. 取締役及び使用人は監査役及び社外監査役に以下を報告します。
 - a. 内部統制に関わる部門の活動
 - b. 重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - c. 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
 - d. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
 - B. 監査役及び社外監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の 執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書そ の他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人 にその説明を求めます。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - A. 監査役及び社外監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意 見交換を行います。
 - B. 内部監査部門は監査役及び社外監査役と十分な連携を取り、内部監査部門 の行う内部監査の結果が監査役及び社外監査役に報告され、監査役監査の 実効性を高める協力体制を確保しております。

① 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- A. 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
- B. 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的 勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。
- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - A. 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社、関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告しております。
 - B. 内部監査部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と 運用状況(不備及び不備の改善状況を含む)を把握、評価し、それを社長執 行役員に報告しております。
 - C. 監査役及び社外監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	6, 478, 757	流 動 負 債	4, 860, 656
現金及び預金	2, 477, 329	支払手形及び買掛金	1, 123, 703
受取手形及び売掛金	3, 513, 605	短 期 借 入 金	1, 995, 482
商品及び製品	17, 559	1年内償還予定の社債	112, 000
原材料及び貯蔵品	122, 496	リース債務	198, 218
繰延税金資産	164, 796	未払法人税等	140, 300
そ の 他	189, 471	賞 与 引 当 金	310, 270
貸 倒 引 当 金	△6, 500	そ の 他	980, 681
固 定 資 産	14, 844, 651	固 定 負 債	9, 392, 668
有 形 固 定 資 産	12, 937, 297	社 債	107, 000
建物及び構築物	8, 274, 765	長 期 借 入 金	5, 651, 185
機械装置及び運搬具	115, 892	リ ー ス 債 務	2, 103, 514
土 地	2, 308, 754	退職給付に係る負債	739, 598
リース資産	2, 202, 684	資 産 除 去 債 務	397, 618
そ の 他	35, 199	長期預り金	210, 444
無形固定資産	136, 195	金利スワップ	183, 307
ソフトウエア	129, 983	負 債 合 計	14, 253, 325
そ の 他	6, 212	純 資 産	
投資その他の資産	1, 771, 158	株 主 資 本 資 本 金	6, 906, 368 2, 523, 866
投資有価証券	474, 215	資 本 剰 余 金	2, 441, 128
破産更生債権等	21, 233	利 益 剰 余 金	1, 944, 555
繰延税金資産	674, 985	自己株式	△3, 181
そ の 他	617, 734	その他の包括利益累計額	68, 733
貸倒引当金	△17,010	その他有価証券評価差額金	191, 831
		繰延ヘッジ損益	△124, 099
		為替換算調整勘定	50, 896
		退職給付に係る調整累計額	△49, 894
		少数株主持分	94, 981
		純 資 産 合 計	7, 070, 083
資 産 合 計	21, 323, 409	負債純資産合計	21, 323, 409

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

	科		目		金	額
売	Т.	=	高			17, 830, 782
売	上	原	価			14, 785, 997
売	上	総 和	:[]	益		3, 044, 785
販売	費 及 び	一般管	理費			2, 479, 349
営	業	利		益		565, 436
営	業を	ト 収	益			
受	取	利		息	3, 270	
受	取	配当	É	金	7, 068	
受	取	保隆	É	金	6, 446	
助	成	金山	又	入	607	
そ		の		他	5, 563	22, 956
営	業を	人	用			
支	払	利		息	191, 237	
為	替	差		損	9, 538	
支	払	手 数	女	料	2,000	202, 775
経	常	利		益		385, 616
特	別	利	益			
固	定資	産 売	却	益	542	542
特	別	損	失			
固	定資	産 売	却	損	4, 759	4, 759
税 金	等調整	計 当 期	純 利	益		381, 399
法 人	税、住」	民税及び	事 業	税	165, 238	
法	人 税	等 調	整	額	83, 332	248, 571
	株主損益	調整前当	期純利	益		132, 828
少	数株	主	利	益		5, 968
当	期	純 禾	ij .	益		126, 859

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2, 523, 866	2, 441, 128	1, 918, 963	△3, 056	6, 880, 901
会計方針の変更に よる累積的影響額			△23, 232		△23, 232
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2, 523, 866	2, 441, 128	1, 895, 731	△3, 056	6, 857, 669
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△78, 035		△78, 035
当期純利益			126, 859		126, 859
自己株式の取得				△124	△124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	_	48, 824	△124	48, 699
当期末残高	2, 523, 866	2, 441, 128	1, 944, 555	△3, 181	6, 906, 368

		その	の他の包括	利益累計額			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	175, 251	△113, 586	△11, 406	△37, 248	13, 010	90, 045	6, 983, 957
会計方針の変更に よる累積的影響額							△23, 232
会計方針の変更を 反映した当期首残高	175, 251	△113, 586	△11, 406	△37, 248	13, 010	90, 045	6, 960, 725
当期変動額							
剰余金の配当							△78, 035
当期純利益							126, 859
自己株式の取得							△124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16, 579	△10, 512	62, 302	△12, 645	55, 723	4, 935	60, 659
当期変動額合計	16, 579	△10, 512	62, 302	△12, 645	55, 723	4, 935	109, 358
当期末残高	191, 831	△124, 099	50, 896	△49, 894	68, 733	94, 981	7, 070, 083

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	4, 812, 950	流動負債	4, 076, 287
現金及び預金	1, 522, 047	支払手形	44, 453
受 取 手 形	254, 114	買掛金	482, 026
売 掛 金	2, 677, 080	1年内返済予定の長期借入金	1, 957, 532
原材料及び貯蔵品	66, 300	1年内償還予定の社債	112,000
立 替 金	148, 416	リース債務	192, 836
前 払 費 用	22, 865	未 払 金	74, 954
繰 延 税 金 資 産	124, 073	未 払 費 用	563, 251
そ の 他	3, 552	未払法人税等	139, 264
貸 倒 引 当 金	$\triangle 5,500$	未払消費税等	117, 796
固 定 資 産	14, 804, 775	前 受 金	49, 792
有 形 固 定 資 産	12, 747, 472	預 り 金	43, 188
建物	8, 136, 809	賞与引当金	294, 222
構 築 物	63, 096	設備関係支払手形	4, 968
機械装置	97, 140	固定負債	9, 229, 613
車 両 運 搬 具	32	社 債	107,000
工具器具及び備品	29, 169	長期借入金	5, 651, 185
土 地	2, 228, 186	リース債務	2, 099, 249
リース資産	2, 193, 037	退職給付引当金	590, 567
無形固定資産	131, 992	資産除去債務	397, 594
ソフトウェア	127, 262	長期預り金	200, 709
電話 加入権	3, 372	金利スワップ	183, 307
その他	1, 356	負債合計	13, 305, 900
投資その他の資産	1, 925, 311	純資	産 の 部
投資有価証券		株主資本	6, 245, 966
関係会社株式	443, 622	資 本 金	2, 523, 866
出資金	48, 689	資本剰余金	2, 441, 128
破産更生債権等	21, 233	資本準備金	2, 441, 128
長期前払費用	1, 781	利益剰余金	1, 284, 153
繰延税金資産	441, 990	利益準備金	137, 746
差入保証金	541, 050	その他利益剰余金	1, 146, 406
その他	5, 995	別途積立金	912, 000
貸倒引当金	$\triangle 17,010$	繰越利益剰余金	234, 406
		自己株式	△3, 181
		評価・換算差額等	65, 859
		その他有価証券評価差額金	189, 958
		繰延ヘッジ損益	△124, 099
`M7	40 047 700	純資産合計	6, 311, 825
資 産 合 計	19, 617, 726	負債純資産合計	19, 617, 726

損益計算書

(平成26年4月1日から) (平成27年3月31日まで)

	科		目		金	額
売		上	高			14, 440, 084
売	上	原	価			11, 772, 616
売	上	総	利	益		2, 667, 467
販売	も 費 及	び 一 般	管 理 費			1, 941, 465
営	当	É	利	益		726, 002
営	業	外	仅 益			
受	Ħ	Ż	利	息	2, 061	
受	取	配	当	金	7, 045	
経	営	指	導	料	21,600	
業	務	受	託	料	6,000	
受	取	保	険	金	5, 736	
そ		Ø		他	5, 983	48, 426
営	業	外	費 用			
支	书	4	利	息	186, 108	
社	債	Ę	利	息	4, 265	
支	払	手	数	料	2,000	
そ		Ø		他	2, 425	194, 800
経	셤	Ś	利	益		579, 628
特	別	損	失			
固	定	産	売 却	損	2, 375	
関	係 会	社 株 式	於 評 価	損	66, 803	69, 179
税	引 前	当 期	純 利	益		510, 448
法	人税、信	主民税及	び 事業	税	164, 000	
法	人	第 等	調整	額	124, 055	288, 055
当	期	純	利	益		222, 393

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

K	_						
		株主資本					
			資本剰余金		利 益 剰	1 余金	
	資	本 金	資本準備金	11 光 淮 冼 △	その他利	益剰余金	利益剰余金合計
			買平毕佣金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益料示宝百計
当 期 首 残 高		2, 523, 866	2, 441, 128	137, 746	712,000	313, 281	1, 163, 027
会計方針の変更に よる累積的影響額						△23, 232	△23, 232
会計方針の変更を 反映した当期首残高		2, 523, 866	2, 441, 128	137, 746	712, 000	290, 049	1, 139, 795
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立					200, 000	△200,000	_
剰余金の配当						△78, 035	△78, 035
当 期 純 利 益						222, 393	222, 393
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計		_	_	_	200,000	△55, 642	144, 357
当 期 末 残 高		2, 523, 866	2, 441, 128	137, 746	912, 000	234, 406	1, 284, 153

	株主	資 本	評 価	換算差	額 等	
	自己株式	株 主 資 本合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△3, 056	6, 124, 965	169, 249	△113, 586	55, 662	6, 180, 628
会計方針の変更に よる累積的影響額		△23, 232				△23, 232
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△3, 056	6, 101, 733	169, 249	△113, 586	55, 662	6, 157, 396
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立		_				-
剰余金の配当		△78, 035				△78, 035
当 期 純 利 益		222, 393				222, 393
自己株式の取得	△124	△124				△124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			20, 709	△10, 512	10, 196	10, 196
当期変動額合計	△124	144, 232	20, 709	△10, 512	10, 196	154, 429
当 期 末 残 高	△3, 181	6, 245, 966	189, 958	△124, 099	65, 859	6, 311, 825

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社サンリツ

取締役 会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 裕 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 直志 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤雅之 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリツの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社サンリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社サンリツ

取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 裕 印 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 直志 印 業務執行計員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤雅之 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリツの平成26年4月1日から 平成27年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、総合監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び総合監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の系統制システム)について監査役会が定めた内部統制監査実施基準に準拠し、取締役及び総合監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事度、を計算者に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

株式会社サンリツ 監査役会

常勤監査役篠田易男 印

監 查 役山崎公敬 印

社外監查役稲永 誠 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当グループは、収益に応じた株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、財務体質の強化と今後の国内外における事業展開等を総合的に勘案しつつ、積極的に配当を実施することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をいたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金16円 総額96,039,952円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会設置会社から 監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査 等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等 を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を担当しない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、定款第26条(損害賠償責任の一部免除)を変更するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。 (下線は変更箇所)

000000000	(1 版 及 久 回 //)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は株式会社サンリツと称し、 英文ではSANRITSU CORPOR ATIONと表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 1. 一般貨物の梱包 2. 貨物自動車運送事業 3. 貨物運送取扱事業 4. 倉庫製造業 6. 包装資材および機材の加工・製造並びに販売 7. 不動産の賃貸 8. 機械器具設置工事業 9. 通関業 10. 港湾運送事業 11. 産業廃棄物収集運搬業 12. 特定労働者派遣業	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 7. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行だおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
13. 工作機械等重量物の架設、設置および解体業務	13. (現行どおり)
14. 機械、玩具および家具の製造、計量、点 検、修理並びに販売に関する事業	14. (現行どおり)
15. 動物用医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売に関する事業	15. 動物用医療機器等の製造、輸入、点検、 検査並びに販売、貸与若しくは修理に関 する事業
16. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売に関する事業 17. その他上記各号に付帯、または関連する一切の業務	16. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、貸与若しくは修理に関する事業17. (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置 く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査 役会および会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (条文省略)	第2章 株式 (現行どおり)
第3章 株主総会 (条文省略)	第3章 株主総会 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任) 第18条 当会社に取締役7名以内を置く。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任) 第18条 当会社に取締役(監査等委員であ るものを除く。)7名以内を置く。
(新設)	2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。
(新設)	3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以って行う。 3. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。	4. 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数を以って行う。 5. 前項の決議は、累積投票によらないもの とする。

現行定款

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(新設)

(代表取締役等)

- 第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。
- 2. 取締役会は、その決議により取締役会長 1名を選定することができる。

(取締役会)

- 第21条 取締役会は、法令および本定款の 定めに従い当会社の業務の執行を決定す る。
- 2. 取締役会に関する事項については、法令 および本定款に定めるもののほか取締役 会において定める取締役会規則による。
- 3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以って行う。
- 4. 取締役会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役これを招集する。同代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

変更案

(任期)

- 第19条 取締役 <u>監査等委員であるものを除く。</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結の時 までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。
- 4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の 効力は、当該選任のあった株主総会後、 2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役等)

第20条 (現行どおり)

(取締役会)

第21条 (現行どおり)

- 2. (現行どおり)
- 3. (現行どおり)
- 4. 取締役会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。同代表取締役に事故あるときは、取締役らにおいてあらかじめ定めた順序により、他の取締役をかしたがして少なくとも会目の累別に対して少なくとも会し、緊急がに発するとを要する。ただし、なの必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
(新設)	(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して、株主総 会の決議によって定める。
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役の員数および選任) 第22条 当会社に監査役4名以内を置く。 2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会において、その議決権の過半数を以って行う。	(削除)
(任期) 第23条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時に満了する。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した 監査役の残任期間とする。	(削除)
(常勤監査役) 第24条 監査役会は、監査役の中から常勤 の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会) 第25条 監査役会は、法令および本定款の 定めに従い、監査役の職務の執行に関す る事項を決定する。ただし、監査役の権 限の行使を妨げることはできない。 2. 監査役会に関する事項については、法令 および本定款に定めるもののほか、監査 役会において定める監査役会規則による。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
3. 監査役会を招集するには、各監査役に対	
して少なくとも会日の3日前に発するこ	
とを要する。 ただし、緊急の必要ある場合は、この期	
間を短縮することができる。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(1/1 1/2	(監査等委員会)
(新設)	第23条 監査等委員会に関する事項につい
	ては、法令および本定款に定めるものの
	ほか監査等委員会において定める監査等
	<u>委員会規則による。</u> 2. 監査等委員会の招集の通知は、各監査等
	2. 監査等委員会の指集の通知は、各監査等 委員に対して少なくとも会日の3日前に
	発することを要する。ただし、緊急の必
	要ある場合は、この期間を短縮すること
	ができる。
	(*************************************
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第24条 監査等委員会は、その決議により
(利収)	常勤の監査等委員を選定することができ
	5.
(day= =17. \	(監査等委員会の決議方法)
(新設)	第25条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が
	出席し、その出席監査等委員の過半数を
	以って行う。
第6章 取締役、監査役および会計監査人	第6章 取締役および会計監査人の責任免除
の責任免除	
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)
第26条 当会社は、取締役会の決議をもっ	第26条 当会社は、取締役会の決議をもっ
て、取締役(取締役であった者を含む。)、 監査役(監査役であった者を含む。) およ	て、取締役(取締役であった者を含む。) および会計監査人の当会社に対する損害
<u> </u>	賠償責任を、法令が定める範囲で免除す
責任を、法令が定める範囲で免除するこ	ることができる。
とができる。	
2. 当会社は、 <u>社外</u> 取締役 <u>、社外監査役</u> および会計監査人との間に、当会社に対する	2. 当会社は、取締役 (業務執行取締役等で
ひ会計監査人との間に、当会社に対する	あるものを除く。)および会計監査人との
損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく	間に、当会社に対する損害賠償責任 <u>を限</u> 定する旨の契約を締結することができる。
賠償責任の限度額は、法令の定める最低	ただし、当該契約に基づく損害賠償責任
責任限度額とする。	の限度額は、法令の定める最低責任限度
	額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1 日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第27条 (現行どおり)
(剰余金の配当) 第28条 株主総会の決議により、毎事業年 度末日の株主名簿に記録された株主また は登録株式質権者に対し、期末配当を行 うことができる。	(剰余金の配当) 第28条 (現行どおり)
2. 前項のほか、取締役会決議により、毎年 9月30日の株主名簿に記録された株主 または登録株式質権者に対し、中間配当 を行うことができる。	2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(自己の株式の取得) 第29条 取締役会の決議により、市場取引 等による自己株式の取得を行うことがで きる。	(自己の株式の取得) 第29条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第30条 期末配当金および中間配当金が支 払開始の日から満3ヵ年を経過してなお 受領されないときは、当会社はその支払 の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第30条 (現行どおり)
第8章 附則	第8章 附則
(法令の準拠) 第31条 この定款に規定のない事項は、す べて会社法その他の法令に従う。	(法令の準拠) 第31条 (現行どおり)
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第32条 当会社は、取締役会の決議をもって、第70期定時株主総会終結前の行為 に関する監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、 法令が定める範囲で免除することができる。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、本総会終結時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員であるものを除きます。)6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件 として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は、次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
1	差 篇 註 뮻 (昭和12年2月23日生)	昭和34年8月 当社入社 昭和37年5月 取締役 昭和47年3月 代表取締役専務 昭和55年3月 代表取締役社長 平成16年6月 千葉三立梱包運輸㈱代表取締役会長 平成20年4月 代表取締役会長兼社長 平成20年6月 代表取締役会長兼社長執行役員 イ代表取締役会長・現) 現在に至る	460, 376株
2		昭和60年4月 池田梱包運輸㈱入社 昭和62年6月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成15年4月 事業統括本部第三事業部長 兼事業統括本部包装技術部長 平成15年6月 常務取締役 平成19年6月 取締役常務執行役員兼事業本部長 平成20年6月 代表取締役も長執行役員(現) 現在に至る (重要な兼職の状況) 千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President	11,535株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
3	平 輪 責 (昭和33年7月22日生)	昭和57年4月 平成12年7月 平成15年6月 平成16年7月 平成16年7月 中成17年7月 松括本部経理部長 平成19年6月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年7月 平成21年7月 平成21年7月 平成21年7月 平成21年7月 平成21年7月 平成22年7月 平成25年1月 国内事業本部長 国内事業本部長(現) 現在に至る	3, 100株
4	亩 节 光 晴 (昭和28年3月11日生)	昭和51年4月 (株住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成22年4月 日興コーディアル証券㈱(現SMBC 日興証券㈱)入社 専務執行役員 平成23年3月 同社職問 平成26年4月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員(現) 管理本部長(現) 現在に至る	0株
5	度 る が かず ひ 足 留 川 一 仁 (昭和36年10月27日生)	昭和59年4月 平成15年6月 取締役 平成16年7月 管理本部人事・総務部長 平成19年7月 執行役員総務部長 平成20年4月 執行役員事業副本部長 平成20年4月 取締役執行役員(現) 平成21年4月 事業副本部長 平成21年4月 事業本部国際事業部形長 平成22年7月 事業本部国際事業部長 平成25年1月 国際事業本部副本部長 平成26年6月 国際事業本部長(現) 現在に至る (重要な兼職の状況) 蘇州新南包装制品有限公司董事長 明本第長 明本部長(現) 現在に至る (重要な兼職の状況) 蘇州新南包装制品有限公司董事長 出立国際貨運代理(上海)有限公司董事長 山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長	2, 780株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
6	松 尾 学 (昭和40年4月2日生)	昭和63年4月 当社入社 平成15年4月 事業統括本部山梨事業所長 平成18年7月 統括本部村山事業所長 平成21年7月 執行役員事業本部第一事業部長 平成25年1月 執行役員国内事業本部特命担当 平成26年8月 執行役員国内事業本部上田事業所長 平成27年4月 執行役員国内事業本部担当(現) 現在12至8	500株

⁽注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である 取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件 として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
1	篠 田 易 男 (昭和24年10月2日生)	昭和47年4月 (㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成13年4月 日比谷総合設備㈱入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社常勤監査役(現) 現在に至る	0株
2	造	昭和45年4月 住友商事㈱入社 平成13年1月 スミトランス・ジャパン㈱ (現住商グローバル・ロジスティクス㈱)入社 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年12月 当社非常勤アドバイザー 当社監査役(現) 現在に至る	3,000株
3	縮	昭和52年4月 矢田・坂本法律事務所 (現矢田法律事務所)入所(現) 平成19年6月 当社監査役(現) 現在日本と	8,400株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 篠田易男、稲永誠の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、 両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として届け 出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて両氏を独立役員(社外取 締役)として届け出ることを予定しております。
 - 3. 篠田易男氏は、他業界での経験を生かし、当社の経営能力を監視していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、篠田易男氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

- 4. 稲永誠氏は、法律事務所にて培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、稲永誠氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- 5. 取締役の責任限定契約について

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認された場合、篠田易男氏、山崎公敬氏及び稲永誠氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、当該責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な 過失がないときに限るものとする。

— 41 —

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件 として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当		候補者の 有する 当社株式数
田中庸介 (昭和37年5月30日生)	弁 平成22年6月 弁	法修習修了 護士登録 護士法人東町法律事務所入所(現) 在に至る	0株

- (注) 1. 田中庸介氏は、東町法律事務所に所属しており、当社と同法律事務所との間には顧問契約があります。
 - 2. 田中庸介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 田中庸介氏は、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士として の経験・知見を生かし、専門的かつ客観的な視野から助言をいただくため、 補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 4. 取締役の責任限定契約について

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認され、田中庸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、当該責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な 過失がないときに限るものとする。

第6号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行すること、及び昨今の社会情勢の変化や経営管理体制の一層の強化等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員であるものを除きます。)の報酬額を年額2億5千万円以内といたしたいと存じます。また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものといたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号 議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件」が原案どおり承認さ れますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員であるものを 除きます。)の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生 を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行すること、及び昨今の社会情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内といたしたいと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものといたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名 選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監 査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生 を条件として、効力を生じるものとします。

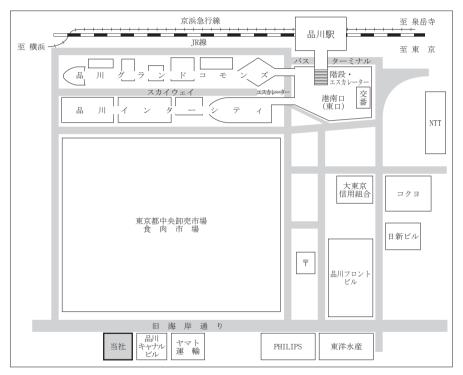
以上

〈メーモー欄〉	

〈メーモー欄〉	

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目12番32号 SOUTH PORT 品川 12階 当 社 会 議 室



最寄駅

JR線及び京浜急行線の品川駅から徒歩約10分です。

駐車場の準備をしておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。